

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）及び第9条第3項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1の35の項中「平成19年9月町田市告示第281号」を「平成29年12月町田市告示第400号」に改め、同表に次のように加える。

42	平成29年12月町田市告示第399号に定める町田都市計画小山片所地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「小山片所地区地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第2の1の表から40の表まで（10の表を除く。）の規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の41の表中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に、「一般ガス事業若しくは同条第3項に規定する簡易ガス事業（以下「一般ガス事業等」という。）」を「小売供給（以下「小売供給」という。）」に、「一般ガス事業等の」を「小売供給の」に改める。

別表第2に次の1表を加える。

42 小山片所地区地区整備計画区域

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）		（き）	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度 最高の高さ 軒の高さ
全地区	次に掲げる建築物 （1）一戸建て住宅 （2）長屋（住戸の数が9以上のものを除く。） （3）共同住宅（住戸又は住室の数が9以上のものを除く。） （4）住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	—	—	140平方メートル	敷地境界線までの距離1メートル	次の各号の一に該当する建築物等 （1）外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの （2）軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他	9メートル	—

	(5) 集会所（地区内 住民の使用に供す るものに限る。） (6) 診療所（患者の 収容施設を有する ものを除く。） (7) 前各号の建築物 に附属するもの					これに類する用 途（自動車車庫を 除く。）に供する もの (3) 軒の高さが2. 3メートル以下 である自動車車 庫		
--	---	--	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の41の表の改正規定（「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改める部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前												
(建築物の<u>建蔽率</u>の最高限度) 第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「<u>建蔽率</u>」という。）は、それぞれ別表第2（あ）欄の計画地区の区分に応じ同表（え）欄に掲げる数値を超えてはならない。 2 略 3 前2項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。 （1） 法第53条第1項第2号から第4号までの規定により<u>建蔽率</u>の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物 （2）・（3） 略 4 略 （建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置） 第9条 略 2 略 3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項又は第5条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の<u>建蔽率</u>の限度とみなして、法第52条第7項、第14項若しくは第15項又は法第53条第2項、第4項若しくは第5項の規定を適用する。 4 略 別表第1 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>区分</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>35</td><td>平成29年12月町田市告示第400号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域の</td></tr> </table>	番号	区分	略	略	35	平成29年12月町田市告示第400号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域の	(建築物の<u>建ぺい率</u>の最高限度) 第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「<u>建ぺい率</u>」という。）は、それぞれ別表第2（あ）欄の計画地区の区分に応じ同表（え）欄に掲げる数値を超えてはならない。 2 略 3 前2項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。 （1） 法第53条第1項第2号から第4号までの規定により<u>建ぺい率</u>の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物 （2）・（3） 略 4 略 （建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置） 第9条 略 2 略 3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項又は第5条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>の限度とみなして、法第52条第7項、第14項若しくは第15項又は法第53条第2項、第4項若しくは第5項の規定を適用する。 4 略 別表第1 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>区分</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>35</td><td>平成19年9月町田市告示第281号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域のう</td></tr> </table>	番号	区分	略	略	35	平成19年9月町田市告示第281号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域のう
番号	区分												
略	略												
35	平成29年12月町田市告示第400号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域の												
番号	区分												
略	略												
35	平成19年9月町田市告示第281号に定める町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画の区域のう												

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
		うち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「まちだテクノパーク地区地区整備計画区域」という。）			ち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「まちだテクノパーク地区地区整備計画区域」という。）
	略	略		略	略
	<u>42</u>	<u>平成29年12月町田市告示第399号に定める町田都市計画小山片所地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「小山片所地区地区整備計画区域」という。）</u>			

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第2

1 三輪地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>遮蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 高ヶ坂地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>遮蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 薬師台地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>遮蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 竹桜地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>遮蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

5 馬駈地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>遮蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

6 金井地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	

計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

7 金井関山地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

8 小山サニータウン地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

9 忠生第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

10 略

11 成瀬東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

12 鶴川第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築蔽率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ

略	略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---	---

1 3 原町田一丁目地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 4 下小山田地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 5 野津田中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 6 栄通り地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 7 町3・4・11号線沿道地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 8 野津田薬師池下地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積	建築物の <u>建</u>	建築物の敷地面積の最	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除		建築物の高さの最高限度	

分		率の最 高限度	蔽 率 の最高 限度	低限度	外の建築物等			
					距離	適用除外の建築物等	最高の 高さ	軒 の 高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 9 鶴川駅前地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 0 小野路地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 1 上小山田杉谷戸地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 2 小山町馬場地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 3 能ヶ谷北部地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 4 能ヶ谷中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 5 能ヶ谷東部地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 6 野津田東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 7 弥生ヶ丘地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 8 金井中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 9 三輪第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ

略	略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 0 小山御嶽堂沼地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 1 小山三ツ目山西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 2 野津田丸山地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 3 山崎第一地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 4 小山ヶ丘東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 5 まちだテクノパーク地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建築率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

分		率の最 高限度	蔽 率 の最高 限度	低限度	外の建築物等			
					距離	適用除外の建築物等	最高の 高さ	軒 の 高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 6 多摩境駅前地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 7 小山ヶ丘西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 8 山崎町横峰地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 9 木曽山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 0 相原駅西口地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒 の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 1 南町田駅周辺地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建築蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(6) 略 (7) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。) (8) 略	—	—	500平方メートル。ただし、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する小売供給(以下「小売供給」という。)の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) 小売供給の用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	120メートル	—
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) 略 (8) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。) (9) 略	—	—	500平方メートル。ただし、小売供給の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) 小売供給の用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	—	—
C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(9) 略 (10) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又	—	—	500平方メートル。ただし、小売供給の用に供するガバナーステーション	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) 小売供給の用に供するガバナーステーション	—	—

	は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。） (11) 略			テーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	計画図に表示する距離	(3)・(4) 略		
D地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(5) 略 (6) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。）	—	—	500平方メートル。ただし、 <u>小売供給の</u> 用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>小売供給の</u> 用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	—	—
E地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	—	—	500平方メートル。ただし、 <u>小売供給の</u> 用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>小売供給の</u> 用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	10メートル	—

4.2 小山片所地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度
全地区	次に掲げる建築物	—	—	140平方	敷地境	次の各号の一に該当	9メー	—

	(1) 一戸建て住宅 (2) 長屋（住戸の数が9以上のものを除く。） (3) 共同住宅（住戸又は住室の数が9以上のものを除く。） (4) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (5) 集会所（地区内住民の使用に供するものに限る。） (6) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） (7) 前各号の建築物に附属するもの			メートル	界線までの距離 1メートル	する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの (3) 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	トル	
--	---	--	--	------	---------------	---	----	--

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第2

1 三輪地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 高ヶ坂地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 薬師台地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 竹桜地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

5 馬駈地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

6 金井地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	

計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

7 金井関山地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

8 小山サニータウン地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

9 忠生第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

10 略

11 成瀬東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

12 鶴川第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ

略	略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---	---

1 3 原町田一丁目地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 4 下小山田地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 5 野津田中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 6 栄通り地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 7 町3・4・11号線沿道地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 8 野津田薬師池下地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積	建築物の <u>建</u>	建築物の敷地面積の最	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除		建築物の高さの最高限度	

分		率の最高 限度	ぺい率 の最高 限度	低限度	外の建築物等			
					距離	適用除外の建築物等	最高の 高さ	軒の 高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

1 9 鶴川駅前地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 0 小野路地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 1 上小山田杉谷戸地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 2 小山町馬場地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 3 能ヶ谷北部地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 4 能ヶ谷中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 5 能ヶ谷東部地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 6 野津田東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 7 弥生ヶ丘地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 8 金井中央地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 9 三輪第二地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ

略	略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 0 小山御嶽堂沼地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 1 小山三ツ目山西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 2 野津田丸山地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 3 山崎第一地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 4 小山ヶ丘東地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 5 まちだテクノパーク地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

分		率の最 高限度	ぺい率 の最高 限度	低限度	外の建築物等			
					距離	適用除外の建築物等	最高の 高さ	軒の 高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 6 多摩境駅前地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 7 小山ヶ丘西地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 8 山崎町横峰地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

3 9 木曽山崎地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 0 相原駅西口地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
略	略	略	略	略	略	略	略	略

4 1 南町田駅周辺地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(6) 略 (7) <u>法別表第2(り)項第4号</u> に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。) (8) 略	—	—	500平方メートル。 ただし、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業若しくは同条第3項に規定する簡易ガス事業(以下「一般ガス事業等」という。)の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>一般ガス事業等の</u> 用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	120メートル	—
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) 略 (8) <u>法別表第2(り)項第4号</u> に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。) (9) 略	—	—	500平方メートル。 ただし、 <u>一般ガス事業等の</u> 用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>一般ガス事業等の</u> 用に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	—	—
C地区	次に掲げる建築物以外の建築物	—	—	500平方メートル。	町田都市計画	次の各号の一に該当する建築物等	—	—

	(1) ～ (9) 略 (10) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。) (11) 略			ただし、<u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	(1) 略 (2) <u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション (3)・(4) 略		
D地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) ～ (5) 略 (6) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。)	—	—	500平方メートル。 ただし、<u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	—	—
E地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	—	—	500平方メートル。 ただし、<u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 略 (2) <u>一般ガス事業等の用</u>に供するガバナーステーション (3)・(4) 略	10メートル	—